

「総合評価方式の運用」令和5年8月 主な改定内容

沖縄県土木建築部 技術・建設業課

1. 評価対象の見直し

1.1 手持ち工事量 《特別簡易型、簡易型Ⅰ型、簡易型Ⅱ型、標準型》

手持ち工事量の計上について、ゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）においては、残り短い当該年度がゼロで次年度が全額となっており、翌年度に渡る同様の工期設定となる繰越承認工事と比べ、評価が不利になる期間が長くなっていた。ゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）においても、繰越承認工事と同様に、契約締結日の属する年度に計上する。（令和5年4月版）

ただし、当初契約工期が3年度間以上に渡る繰越承認工事は無いため、当初契約工期が3年度間以上に渡る工事においては、初年度の支払限度額がゼロであったとしても、通常の債務負担行為工事と同様に「年度毎の支払限度額」を「年度毎の受注額（契約金額）」として評価する。

当初契約工期が2年度間に渡るゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）の場合は、繰越承認工事と同様に、契約締結日の属する年度の受注額に計上する。

→ 詳細は、総合評価方式の運用 P43～P46

1.2 週休2日実施工事実績 《全型共通》

週休2日実施工事実績について、沖縄総合事務局開発建設部における港湾空港事業は評価の対象外とする。

→ 詳細は、総合評価方式の運用 P47～P48

1.3 ICT活用工事実績 《全型共通》

ICT活用工事実績について、沖縄総合事務局開発建設部における港湾空港事業は評価の対象外とする。

→ 詳細は、総合評価方式の運用 P49～P50

「総合評価方式の運用」 主な改定内容 (R5.8.1以降公告工事適用)

1. 1 「手持ち工事量」の計上方法【総合評価方式の運用P44】

【改定前】

債務負担行為工事は、「年度毎の支払限度額」を「年度毎の受注額（契約金額）」として評価する。債務負担行為工事において、「年度毎の改定契約額を含まない受注金額(支払限度額)が分かる資料」の提出がない場合、書類不備として、最低点に下方修正を行う。

ただし、ゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）の場合は、契約額を契約締結日の属する年度の受注額に計上することとし、「年度毎の改定契約額を含まない受注金額(支払限度額)が分かる資料」の提出は不要とする。

契約書第40条 債務負担行為に係る契約において、各会計年度における請負代金の支払の限度額（以下「支払限度額」という。）は、次のとおりとする。

【例】

令和3年度	0円
令和4年度	45,000,000円
令和5年度	83,000,000円

【改定前】

		R3年度	R4年度	R5年度
当初	R4.2.27			
工期	～ R5.12.27	128,000,000	0	0

【改定後】

R3年度	R4年度	R5年度
0	45,000,000	83,000,000

← 左のような契約書の場合、改定前は初年度に全額計上するように読み取れてしまうため、これを改定する。

【改定後】

債務負担行為工事は、「年度毎の支払限度額」を「年度毎の受注額（契約金額）」として評価する。債務負担行為工事において、「年度毎の改定契約額を含まない受注金額(支払限度額)が分かる資料」の提出がない場合、書類不備として、最低点に下方修正を行う。

ただし、**当初契約工期が2年度間に渡る**ゼロ債務負担行為工事（初年度の支払限度額がゼロ）の場合は、契約額を契約締結日の属する年度の受注額に計上することとし、「年度毎の改定契約額を含まない受注金額(支払限度額)が分かる資料」の提出は不要とする。

当初契約工期が3年度間以上に渡る場合は、初年度の支払限度額がゼロであったとしても、「年度毎の支払限度額」を「年度毎の受注額（契約金額）」として評価し、「年度毎の改定契約額を含まない受注金額(支払限度額)が分かる資料」の提出がない場合、書類不備として、最低点に下方修正を行う。

「総合評価方式の運用」主な改定内容 (R5.8.1以降公告工事適用)

1. 2 「週休2日実施工事実績」の評価対象【総合評価方式の運用P47】

【改定前】

沖縄県土木建築部及び沖縄総合事務局開発建設部が令和2年4月以降に発注した工事のうち、当該発注工事と同一の工種で、発注者が工事完成時に「週休2日実施証明書」を発行した工事の施工実績1件で評価する。

【改定後】

沖縄県土木建築部及び沖縄総合事務局開発建設部が令和2年4月以降に発注した工事のうち、当該発注工事と同一の工種で、発注者が工事完成時に「週休2日実施証明書」を発行した工事の施工実績1件で評価する。ただし、沖縄総合事務局開発建設部の実績は、港湾空港事業を除く。

「総合評価方式の運用」主な改定内容 (R5.8.1以降公告工事適用)

1. 3 「ICT活用工事実績」の評価対象【総合評価方式の運用P49】

【改定前】

沖縄県土木建築部または沖縄総合事務局開発建設部が令和2年4月以降に発注した工事のうち、発注者が工事完成時に「ICT活用証明書」を発行した工事の施工実績1件で評価する。

【改定後】

沖縄県土木建築部または沖縄総合事務局開発建設部が令和2年4月以降に発注した工事のうち、発注者が工事完成時に「ICT活用証明書」を発行した工事の施工実績1件で評価する。ただし、沖縄総合事務局開発建設部の実績は、港湾空港事業を除く。